

# 「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務

## 公募型プロポーザル募集要項

### 1 概要

(1) 業務名

「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務

(2) 目的

こどもと子育て家庭を地域全体で応援し、支える機運を高めるため、「こどもまんなか社会」をテーマにしたシンポジウムを開催する。

(3) 業務の概要

「こどもまんなかアクション」シンポジウムを開催するため、当該イベントの企画、運営及びプロモーション等に係る所要の業務を包括的に実施するものである。

(4) 業務の内容

「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務仕様書のとおり。

なお、仕様書に定める事項のほか、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）及び関係法令を順守すること。

(5) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年1月末まで

(6) 契約上限額

3,465,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※上記金額は、企画提案に当たっての規模を示すものであり、上記金額をもって契約することを保証するものではない。

### 2 プロポーザルの実施方針

(1) プロポーザルは、本募集要項により、「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務を委託する者（以下、「委託業者」という。）を選定する。

(2) 委託業者の選定に当たっては、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務）（以下、「委員会」という。）において審査を行う。

(3) 委員会は、選定審査において、「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務公募型プロポーザル参加表明書作成要領に基づく参加表明書及び、「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領に基づく企画提案書を提出した者の中から、本件業務の委託業者としてふさわしい者を選定する。（以下、選定された者を「特定者」という。）なお、特定者は複数の場合もある。

(4) 委員会は、特定者を複数選定した場合においては特定者に順位を付し、その第一位の者を本件業務の委託業者として最も優れた者とする。

(5) 特定者のうち最も優れた者を随意契約の契約候補者とし、予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。

(6) 契約候補者が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合、又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。

(7) 参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、委員会の審査の結果、各委員の得点（内容点＋価格点）を平均した点数について、6割（60点）以上を獲得することを条件とし、委員の協議により契約候補者としての適性を判断する。

- (8) 積算の参考とするため、随意契約の相手方とされた特定者には再度見積を依頼するが、この際に、特別な理由なくプロポーザルの企画資料として提出した金額以上の金額を提出した場合は、随意契約の相手方とはしないものとする。
- (9) 選定結果は、審査会后、全ての参加者に対して通知するとともに、本市ホームページで公開する。また、審査に関する問い合わせには回答しない。

### 3 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている企業であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当すると認められる者ではなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。  
ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員の統制下にある者又は暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者ではないこと。
- (4) プロポーザルに参加しようとする者(法人又は個人事業主)及びプロポーザルに参加しようとする法人の代表者(個人)が、公示日までに納めるべき市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者ではないこと。
- (5) 東広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (6) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日まで東広島市の指名除外処分を受けていないこと。
- (7) 過去2年以内に2件以上、本業務と同様の規模のイベントを元請として受注し、完了した実績があること。

### 4 申込方法・スケジュール

項目	時 期
① 提案関係書類の配布・公開	令和7年4月21日(月)
② 公募に関する質問書の提出	令和7年4月21日(月)～令和7年5月1日(木)
③ 質問の回答	令和7年5月2日(金)
④ 参加表明書の提出	令和7年5月2日(金)～令和7年5月12日(月)
⑤ 申請書類の受付	令和7年5月14日(水)～令和7年5月20日(火)
⑥ ヒアリング(審査会)	令和7年5月30日(金)
⑦ 選定結果の通知等	令和7年6月上旬(予定)

#### (1) 提案関係書類の配布・公開

##### ア 配布書類

- (ア) 「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務仕様書
- (イ) 「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務公募型プロポーザル募集要項
- (ウ) 「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務公募型プロポーザル参加表明書作成要領
- (エ) 「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領

- (オ) 「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務公募型プロポーザル提出書類様式集
- イ 配布期間 令和7年4月21日(月)から
  - ウ 配布時間 午前9時から午後5時まで(東広島市の休日を定める条例(平成元年東広島市条例第6号)第1条第1項に規定する休日を除く。)
  - エ 配布場所 「9 書類提出先(問い合わせ先)」にて配布する。または、東広島市のホームページ(<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>)(こども未来部こども家庭課)からダウンロードして使用すること。

(2) 公募に関する質問及び回答

- ア 受付期限 令和7年5月1日(木)午後5時まで(必着)  
(東広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。)
- イ 質問方法 質問書(様式4)に記載の上、電子メールにより行うこととし、電話や来庁による質問は受け付けない。なお、件名は、「【質問書】「こどもまんなかアクション」シンポジウム企画運営等業務について」とし、送信後に、必ず「9 書類提出先(問い合わせ先)」に電話連絡をすること。  
ただし、簡易な事実確認に限り、電話による問合せを認める。
- ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- エ 回答方法 令和7年5月2日(金)午後5時(予定)までに東広島市のホームページで公開する。ただし、質問を行った法人名等は公表しない。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

(3) 参加表明書の提出

- ア 受付期間 令和7年5月2日(金)～令和7年5月12日(月)  
(東広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。)
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 受付場所 「9 書類提出先(問い合わせ先)」に同じ。
- エ 提出方法 受付場所に持参。※必ず事前に、提出日程を市こども家庭課と調整すること。
- オ 資格確認 参加表明書等について、本募集要項書第3項を満たすものか担当課にて確認を行い、5月13日(火)午後5時までに電子メール及び電話にて連絡を行う。

(4) 企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和7年5月14日(水)～令和7年5月20日(火)  
(東広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。)
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 受付場所 「9 書類提出先(問い合わせ先)」に同じ。
- エ 提出方法 受付場所に持参。※必ず事前に、提出日程を市こども家庭課と調整すること。

(5) その他留意点等

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 誤字等を除き、書類提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。
- ウ 提出された企画案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、東広島市情報公開条例(平成15年条例第31号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- エ 書類の作成・提出に係る費用は参加表明者の負担とする。
- オ 書類の著作権は参加表明者に帰属するが、選定審査に必要な範囲内において、本市は、書類の著作権を無償で使用できることとする。

- カ 参加表明者は、本市に対し、自己の企画案を創作したことが第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- キ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加表明者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- ク 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

## 5 選定の方法及び基準

- (1) 選定の方法  
特定者の選定は、委員会において、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査する。
- (2) 選定の基準  
評価項目及び評価基準は、別紙審査票のとおり。
- (3) 選定審査  
令和7年5月30日（金）にヒアリング（参加表明者によるプレゼンテーション）を行う。なお、ヒアリングの日時、場所等については、参加表明書の確認後に個別に通知する。
- (4) 特定者の選定及び選定結果の報告  
提出書類及びヒアリングの結果に基づき、審査会において総合的に審査を行う。  
提案内容の審査については、内容点と価格点を合算した総計得点により決定する。なお、内容点が配点の6割（60点）を獲得することを最低基準点とし、各委員の評価点の平均が最低基準点以上であることを最低選定基準とする。  
最低選定基準を満たした者のうち、総計得点（内容点＋価格点）を合算した点により、順位を付し、第1位を契約候補者とする。なお、全ての参加表明者が最低選定基準に満たない場合は、再度公募することを原則とする。

## 6 契約

- (1) 契約は、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）に基づき行う。
- (2) 契約に係る約款は、東広島市の定める「業務委託契約約款」を使用する。
- (3) 契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約とする。
- (4) 随意契約は次の手順により締結するものとする。
  - ア 契約候補者と仕様調整を行った後、契約候補者に随意契約の見積書の提出を依頼する。
  - イ 予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合、契約候補者を契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。

## 7 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本募集要項及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 審査に便益を図る目的での審査委員への接触、その他、審査の公平性を害する行為を行った者
- (4) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

## 8 その他

- (1) 業務内容は、原則として、採択された提案書の内容によるものとするが、発注者との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (2) 提案された金額は、契約金額を保証するものではない。

- (3) 契約候補者に違反等があった場合や選定後の調整により契約候補者と契約締結の合意に至らなかった場合には、次点の特定者を候補者として選定する。
- (4) 本プロポーザルのために本市から受領した書類等は、本市の了解なく使用してはならない。

**9 書類提出先（問い合わせ先）**

〒739-8601

東広島市子ども未来部子ども家庭課子育て総務係 担当：佐藤（さとう）

電話：082-420-0941 F A X：082-424-1678

メールアドレス：hgh200407@city.higashihiroshima.lg.jp